



5月7日に配信しました協会通信第3号に関連し、「2週間ルール」について、改めて補足のご案内をいたします。

Q

国土交通省通達「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の第6項（7）「乗り捨て車両の有効について」では、具体的な有効活用期間についての明記がありません。

この場合、いわゆる「2週間ルール」とはどのように整理・理解すればよいでしょうか。

国土交通省の通達

「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」

第6項（7）「乗り捨て車両の有効活用について」

同一企業内又は提携事業者の事務所に乗り捨てられた車両の貸渡しについては、乗り捨て車両の有効活用に資するものであり、それ自体問題を生じるものではないが、こうした場合であっても、当該車両の管理については、本来の配置事務所において適確に実施されなければならないものであり、常態化することを是認するものではないので、その旨誤解なきよう指導すること。

なお、提携事業者による車両の貸渡しについては、車両の所有事業者の代理貸渡しという形態で行われるように指導すること。

A

乗り捨て車両を、同一企業内または提携事業者の別拠点で一時的に貸渡しすることは、「車両の有効活用」として認められており、原則として問題はありません。

ただし、これは一時的な運用に限られるものであり、継続的・反復的に特定の地域で貸渡しを行う運用が常態化していると受け取られるような状況については、制度上、注意が必要とされています。そのため、実務上は「2週間ルール」として運用されています。

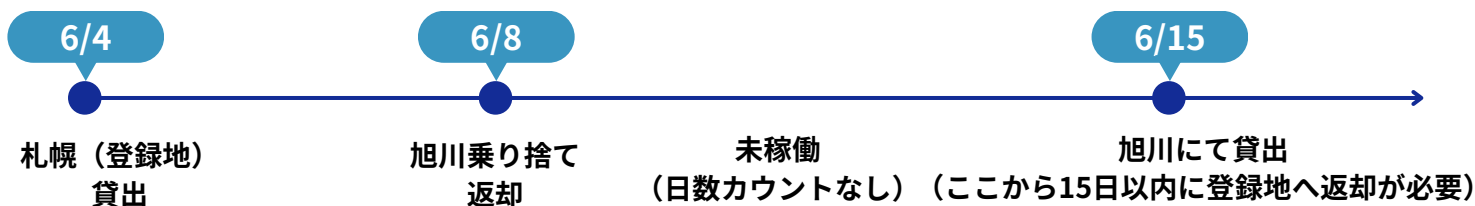
Q

乗り捨てされた日から15日以内に、登録地へ返却しなければならないのですか？

A

乗り捨てられた車両が未稼働のままである場合は、日数のカウントはされません。

一方で、乗り捨て先で貸渡し（稼働）を行った場合は、その稼働日を起点として15日以内に登録地へ返却する必要があります。



Q

札幌で貸し出したレンタカーが、長期間にわたり他地域で使用されている場合、法的な問題はありますか？

A

通常のレンタカー利用であれば、法的な問題はありません。

レンタカーは不特定多数の方に短期～中期で貸し出される前提のため、借受人がどこで使用しているかにかかわらず、「使用の本拠地が変わった」とは見なされません。

乗り捨てが発生する場合は、乗り捨て先で登録された車両を使用する、また回送を行う場合も同様に回送先にて登録された車両を活用するなど、運用上の工夫をしていただくことで、制度上の趣旨に沿った適正な運用につながります。

現在のところ、「2週間ルール」については、制度上の基本的な考え方として示されているものではありませんが、実際の現場では、すべてのケースで厳密に対応するのは難しい場合もあるかと思えます。

あらかじめ趣旨だけでもご理解いただけますと安心かと存じます。

今回のご案内が、皆さまの日々の業務の中で少しでも参考となれば幸いです。